

住宅用火災警報器を設置しましょう！！

消防法や火災予防条例により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。火災から大切な命や財産を守るため、早期に設置しましょう。



◆設置の義務はいつからですか？

新築の住宅：平成18年6月1日から

全国すべての市町村：平成23年6月1日から

玉川村内も例外ではなく、すべての住宅に設置が義務化されています。取り付け作業はネジ止め等で容易ですので誰でも取り付けが可能です。玉川消防では無料で取り付け支援サービスを行っています。

◆住宅用火災警報器はどこに設置しなければならないのですか？

寝室に使用しているすべての部屋です。2階以上の階に寝室がある場合は階段にも設置が必要です。

◆なぜ寝室に設置する必要があるのですか？

住宅火災による死者の発生状況を見ると、逃げ遅れが最も多く、全体の約7割を占めています。また、死者が発生する時間帯は就寝時間である夜間が多くなっています。このため、必要最小限で効果が高い場所として寝室に設置することとなりました。階段については、2階以上であればほとんどの場合が避難経路となることが理由となります。

◆どのくらい効果があるのですか？

総務省消防庁の調べでは、死者数、焼損面積、損害額で見ると、住宅用火災警報器が設置されている場合に比べ、設置されていない場合は約2倍の被害状況となっています。日本に先立って義務化を開始したアメリカでは、住宅用火災警報器の普及に伴い、住宅火災による死者数は、1970年代の年間6,000人程度と比較し、普及率90%を超えた近年では半減しています。

本県をはじめ、日本全国においても奏功事例が多数報告されています。

1 火災に早く気づき、一命を取り止めた事例

座敷から出火。住人が住宅用火災警報器の警報音で避難、住宅は全焼したが、人的被害はなし。

2 早く気づき、火災発生または拡大に至らなかった事例

風呂に水を入れ忘れて沸かしてしまい浴槽から発煙、住人が階段に設置していた住宅用火災警報器の報音で気づき119番通報。その後、自ら水をかけ消火し大事に至らなかった。

3 隣人が警報音に気づき、火災発生または拡大に至らなかった事例

住人が台所のガスコンロに鍋をかけたまま外出。隣人が住宅用火災警報器の警報音に気づき、住人が不在であったため119番通報。駆け付けた消防隊がガスコンロの火を止めたため大事に至らなかった。

◆設置しないと罰則はあるのですか？

罰則はありません。しかし、罰則がなければ法律を違反しても良いとは言えません。

火災からご自身や大切な家族の命を守るため、住宅用火災警報器を早期に設置するようお願いします。

◆住宅用火災警報器についての疑問や質問は玉川消防まで、いつでも御連絡下さい。

【石川消防署玉川分署 TEL 0247-57-4112】